

令和7年度 事業報告

群馬県薬剤師会は昨年4月1日より一般社団法人から公益社団法人に移行した。その後の審査も無事通過し、今後今まで以上に県民の皆様の健康で安全な生活に寄与するため、会として何ができるか、何をすべきかについて、改めて長期的な視点にたった議論を深めるべく努めてきた。

長引く医薬品の不足、医療DXへの対応等薬剤師・薬局を取り巻く多くの課題に対しては、会員の皆様がより薬局、薬剤師として力を発揮できるよう、各種委員会の活動、研修会を積極的に行った。かかりつけ薬局の更なる推進、改正薬機法で定められた機能別認定薬局の拡充も目指したが、これに関しては残念ながらまだ十分とはいえない状況である。来年度も引き続き取り組みたい。

群馬県病院薬剤師会、高崎健康福祉大学と共催の第8回群馬薬学大会は、令和7年5月25日に高崎健康福祉大学にて盛大に行われた。今回の主催は群馬県病院薬剤師会であったが、次回は群馬県薬剤師会となる。

また、昨年10月23日から24日に「令和7年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会」が当県で行われた。教育委員会、学校薬剤師委員会のご協力で全国から先生方が来県され、WEB参加も含めて成功裏に行われた。学校薬剤師の先生方のご参加、ご協力に感謝する。

I 会員関係

1. 正会員数〔令和8年3月末日現在〕

正会員総数 1,187名 (A会員800名 B会員387名)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
A会員	825	822	816	808	800
B会員	443	436	424	406	387
計	1,268	1,258	1,240	1,214	1,187

2. 物故会員〔敬称略〕

高橋 文彦 (A会員 高崎)

3. 表彰受章及び受賞会員〔敬称略〕

瑞宝双光章	中村 芳美	秋山 重太郎
文部科学大臣表彰	齋藤 襟子	
厚生労働大臣表彰	天田 彰義	
群馬県総合表彰	山田 晃	中村 美智子
保健事業等功労者知事表彰	永田 朗	

II 会議開催状況

1. 令和7年6月15日通常総会が開催され、以下の議案について議決された。

- (1) 公益社団法人群馬県薬剤師会会員規程の一部改正について
- (2) 公益社団法人群馬県薬剤師会会費規程の一部改正について
- (3) 令和6年度事業報告について
- (4) 令和6年度決算について

また、以下の事項について、報告された。

- (1) 令和7年度事業計画について
- (2) 令和7年度予算について
- (3) 令和7年度借入金最高限度額について
- (4) 公益認定届出書について

2. 役員会等を次のとおり開催した。

- (1) 常務理事会 12回開催
- (2) 理事会（書面開催を含む） 7回開催

3. 新年祝賀会（令和8年1月22日）を開催し、盛会裡に終了した。

Ⅲ. 定款第4条の事業計画

以下、各事業を行うために設置した委員会活動について、次のとおりである。

1. 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業

(1) 教育研修委員会

薬剤師の知識・技能・態度の向上並びに生涯教育における継続的な学習を通して、一般県民への適切な指導を行うことにより、健康・福祉の増進並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的として、次の事業を行った。

- ①薬剤師の学術的な向上を図るため、薬学大会を開催し、講演による知識の向上と、薬剤師として業務上関わる問題について研究発表することにより、問題点の改善等を図った。メインテーマを「今こそ躍動せよ薬剤師！～変革する医療環境の中、輝く未来のために～」と題して、第8回群馬県薬学大会（第21回群馬県薬剤師会学術大会）を5月18日に高崎健康福祉大学（オンライン併設）にて開催した。
- ②一般県民の健康・福祉の増進あるいは公衆衛生に寄与するため、イベント等の開催にあわせて、県民公開講座を開催した。
- ③薬機法で医療機器販売業者等の営業所管理者に、年1回の受講が義務づけられている「医療機器販売業責任管理者の継続研修会」を開催し、管理者に対して教育・指導を行った。
- ④より良い医療を患者に提供していくため、病院や地域における在宅医療介護チームに貢献する薬剤師を育成することを目的とした、薬薬連携セミナーを開催した。
- ⑤薬学生の薬局実務実習の受け入れを行った。受け入れにあたっては、受入薬局のみならず、その他の薬局も協力して、さまざまな問題に対応した。
- ⑥薬局実務実習における、薬学生の受入先薬局の割り振りを行った。
- ⑦認定実務実習指導薬剤師の養成のため、関東地区調整機構と共催でワークショップを開催した。
- ⑧研究対象者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図りつつ、人を対象とする医学系研究の科学的な質及び結果の信頼性並びに倫理的妥当性を確保することを主な目的として、研究倫理審査委員会を運営した。
- ⑨地域薬学ケア専門薬剤師を目指していけるようサポートするため、基幹施設（研修病院）と研修希望者との調整（マッチング）業務を行った。

（２）青年部組織強化委員会 I

①保険薬局業務に精通していない薬剤師や子育て等の離職によりブランクのある薬剤師を対象に、地域包括ケアシステムを構築する中で、薬剤師としての知識・技能・コミュニケーションスキルを発揮できる状態にすることを目的とした、復職支援事業を実施した。

２．薬剤師の職能の向上に関する事業及び公衆衛生の普及・指導に関する事業

（１）職能対策委員会

団塊の世代が後期高齢者となる年を迎え、医療・介護・予防・住まい・生活支援を他の職種と連携しながら積極的に役割分担を果たしていくことが求められる。また、そのためにも医薬品の適正な使用と管理の指導、安定供給に責任を持つこと、そして新興感染症や地震や豪雨などの大規模災害などに対しても迅速に行動が取れるよう、関係団体との連携を取りながら次の事業の充実をはかった。

①薬局業務関連

- （ア）健康サポート薬局、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局を増加
- （イ）後発医薬品の適正な使用促進
- （ウ）各方面への調査研究協力

②医療安全関連

- （ア）県民からの相談対応
- （イ）会員薬局からの相談対応
- （ウ）薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への協力と活用促進

③災害・感染対策関連

- （ア）全県的に計画される災害対策への協力
- （イ）災害薬事研修（PhDLS）の参加
- （ウ）新興感染症についての情報収集と対応

④薬薬連携関連

- （ア）薬薬連携中央会議等を通じて各支部での薬・薬連携の推進

⑤薬局におけるDX関連

- （ア）電子処方箋対応薬局の促進支援
- （イ）HPKI の取得と活用推進（電子処方箋対応）
- （ウ）患者及び地域医療への活用と連携（電子お薬手帳など）」

３．薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業

（１）薬事情報委員会

本会総務部情報課（以下、薬事情報センターという）が、県民からの医薬品に関する質問や相談に的確に対応することで、医薬品の適正使用等の支援を行った。また、薬機法等薬剤師に係る法令の改正時には関係団体等に迅速な情報提供を行うとともに、啓発用リーフレット等を作成し広報活動により広く一般県民に正確な医薬品情報の伝達を行い、医薬品の安定供給と適正使用を図ることを目的に次の事業を行った。

- ①一般県民の医薬品等に関する質問や相談に対応する専門薬剤師を、群馬県の補助事業として薬事情報センターに配置して、県民からの相談に応じた。
- ②FAX一斉同報やメーリングリストにより薬局等に薬事情報の提供を行い、店舗において医薬品の健康被害防止への活用を図った。
- ③一般県民を対象として医薬品等に関するタイムリーなテーマから選定したQ&Aや医薬品情報に関連した記事をマスコミに掲載した。
- ④一般県民向け啓発事業資材として、「かかりつけ薬剤師・薬局」の標語入りポケットティッシュ等の作成を行なっているが、本年は県民の生活スタイルも考慮に入れた啓発資材の見直しを行い、本会や地域薬剤師会が開催するイベント等を通じて配布するとともに、関係団体へも送付し、県民にPRした。
- ⑤アンチ・ドーピングに関して、各種競技に出場するスポーツ選手や関係者からの相談に応じるとともに、スポーツ協会、群馬県等との連携により、この啓発・普及に努めた。また「アンチ・ドーピング研修会」等の研修会開催や会報誌・メーリングリストを通して、JADA が認定するスポーツファーマシストのドーピング防止活動を支援し、一般の薬剤師に対しても同様にアンチ・ドーピングに関しての情報提供を行った。県民に対しては、昨年に引き続き、ぐんまマラソンや群馬県スポーツ協会等のイベントにスポーツファーマシストのブースを設置するなどアウトリーチ活動を行うと共に、アンチ・ドーピングのみならず薬剤師の県民との関わりについても周知した。またホームページを利用して県内スポーツファーマシストの情報を公開した。
- ⑥日本薬剤師会の薬剤イベントモニタリング(DEM)事業に協力した。

4. 優良医薬品の普及及び医薬品流通の適正化に関する事業

(1) OTC検討委員会

一般用医薬品の取り扱いについて、正確な情報の伝達等を行い、薬事関係法令の遵守徹底を図るとともに、医薬品の安全供給と適正使用を推進することにより、一般県民の健康保持に努め、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、次の事業を行った。

- ①保険薬局を対象に、セルフメディケーションを支援し、地域医療に貢献するために、OTC医薬品の中からエッセンシャルドラッグを選定し、追加された要指導医薬品・一类医薬品を含め、エッセンシャルドラッグリストの作成及び供給ルートの確保を行い、要望のある薬局に提供した。なお、薬剤師及び登録販売者を対象に、一般用医薬品の適正使用等取り扱い（近年の薬物乱用・オーバードーズ対策を含め）に係わる研修会を併せて実施した。
- ②薬局製剤の製造における原料の安定供給の確保、より安全・安心な販売に必要な確認試験等の研修会を実施した。
- ③薬局を調剤だけでなく、一般用医薬品等の身近なお薬相談処とするため、期間を限定して飲み合わせチェック運動を実施するとともにその集計結果を精査し、発表した。
- ④厚生労働省のガイドラインに則った、本会登録販売者資質向上外部研修会を（近年の薬物乱用・オーバードーズ対策を含め）実施した。

5. 薬事衛生の普及・啓発に関する事業

(1) 会報編集委員会

薬機法関係法令への適切な対応を図り、地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局、サポート薬局、各種認定薬剤師・専門薬剤師、スポーツファーマシスト等の推進に寄与した。群馬県病院薬剤師会、高崎健康福祉大学との薬薬学連携によるそれぞれの情報の共有、アンチ・ドーピングや学校保健等、薬剤師に有用な情報、また、災害時などその時々薬剤師の役割などタイムリーかつ重要な情報の提供を行った。会員のページを充実させ、より多くの会員に読んでもらえるよう努めた。これら会員が周知すべき事項の伝達を通し適切な運用を図り、地域に貢献することを目的として次の事業を行った。

- ①年4回（春・夏・秋・冬号）会報の発刊を行った。
- ②会報は会員のみならず、行政、医師会、歯科医師会、各都道府県薬剤師会、群馬県病院薬剤師会及び女性薬剤師会に配布した。
- ③会員名簿の作成について検討を行った。

(2) ホームページ委員会

本会が管理するホームページに医療用医薬品及び一般用医薬品の適正使用に係わる情報や副作用情報を掲載することにより、一般県民の医薬品に対する相談の受け入れや正しい薬の使い方の周知を図る。併せて、薬局機能情報を掲載することにより、医療機関から発行される処方せんを受け入れる薬局及び今まで使用した医薬品（一般用医薬品を含む）の薬歴管理並びにセルフメディケーション等の相談に応じてくれる、いわゆる「かかりつけ薬局」を探すことが出来るようにする。この目的のためホームページ管理として次の事業を行った。

- ①一般県民向けページの更新等を行った。
- ②会員向けページの更新等を行った。
- ③県薬メールニュースの登録者更新を行った。
- ④ホームページと県薬メールニュースを併用し、情報を発信した。
- ⑤ホームページ全体のリニューアルをし、更新・維持を円滑に管理し、実施した。
- ⑥eST-aidの活用を推進した。先ずは本会役員等の利用にとどめ、災害対策・医療用医薬品在庫管理・医療用医薬品不動薬・メーリングリスト等の機能を実際に運用し、将来的には各地域薬剤師会単位での導入を目指し、実施した。
- ⑦ホームページの安全安心運用のためSSL化（個人情報やクレジットカード情報などの重要なデータを暗号化して、サーバーからPC間での通信を安全に行うこと）を進めた。
- ⑧ペーパーレス会議に必要なツールを紹介し、効率的で円滑な会議の進行を図った。
- ⑨インターネットを使用したテレビ会議（ネット会議）・研修等の利用に必要な設備を提案し対策を行った。
- ⑩各薬局のIT活用に対し危惧する諸問題（UTM等）に対応策を提言し、会報やホームページに掲載した。

6. 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業

(1) 社会保険委員会

健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品・医療機器等法の保険医療に関する法令を理解し、県民の健康維持・増進を図ると共に、会員に対して医薬品の適正使用と正しい保険請求ができる体制にする。そのために、次の事業を行った。

- ①医療介護総合確保推進法の制定と逐次改正される法律に迅速に対応し、会員への周知徹底を図った。
- ②毎月開催の社会保険委員会におけるQ & Aの充実と、新規で高得点個別指導の理解、遵守を図るため、立会人を派遣し、会員への情報伝達を的確なものにした。
- ③関東信越厚生局群馬事務所・群馬県国民健康保険団体連合会・社会保険支払基金群馬支部と連携を図り、適切な保険請求を会員に伝えた。
- ④群馬県医師会、群馬県歯科医師会、群馬県病院薬剤師会との連携により、保険請求上の問題を協議した。
- ⑤オンライン診療に伴う緊急避妊薬を確実に調剤し、緊急避妊薬を必要とする患者が不安なく薬局を利用できる体制を整備することを目的として研修を実施した。また、緊急避妊薬販売に係る環境整備のためのモデル的調査研究もあわせて実施した。

(2) 在宅医療委員会

高齢化のピークと言われている年を迎え、今や薬局業務の中で必須となっている在宅医療について、関係団体と連携し薬剤師が積極的に関与し、切れ目ない医療を提供する必要がある。在宅医療チームの一員として、薬剤師がその役割を十分に発揮できるように質的向上を図るため、以下の研修事業を行った。

- ①介護施設などの施設職員向けに出張出前講座を行い、薬剤師の見識を多職種に高めてもらうのと同時に、薬剤師の関与の必要性について訴えた。
- ②県民に対して、「お薬なんでも講座(出前講座)」など、県内7ヶ所で開催した。
- ③様々な環境下にて薬剤師の在宅医療が速やかに実施できるよう、また薬剤師として在宅医療においても患者のために欠かせない医療者として他職種と連携できるように、県内の薬剤師向けにバイタルサイン研修会を行なった。実技研修を伴う褥瘡研修会は12年ぶりに開催することができた。
- ④群馬県自立支援型ケアマネジメント推進事業に係る薬剤師向け研修会を実施した。
- ⑤日本禁煙科学会認定「全国禁煙アドバイザー育成講習会」に在宅利用委員を中心に参加者を募り、認定禁煙支援アドバイザーの育成に努めた。
- ⑥新オレンジプランに基づく「薬剤師認知症対応力向上研修事業(県委託事業)」について積極的に関わり、医師会看護協会と協力してWEB研修を実施した。
- ⑦他団体と連携してCKD普及啓発活動を行い、本年は蕨塚本町文化センターカルトピアにて「慢性腎臓病 CKD県民公開講座」が開催されたイベントにブースを出展し、薬剤師の役割を地域住民に周知した。

7. 学校における環境衛生及び薬事衛生などの活動等に関する事業

(1) 学校薬剤師委員会

学校保健において学校薬剤師は、重要な役割を担っており、学校における子供たちの保健管理・保健教育は薬剤師の貢献できる仕事である。そこで各薬剤師がその職務に従事していくため、地域薬剤師会会員と共に、次の事業を行った。

- ①求められている学校環境衛生検査が各地域の学校で適切に実施されるよう、情報提供や検査器具の貸し出しを行い、これを支援し、不足している検査器具の補充をした。
- ②日本薬剤師会の全国学校保健調査に協力し、学校環境検査の実施状況を把握し学校環境衛生の問題改善をはかった。
- ③各地域の新人学校薬剤師や既存の学校薬剤師のための学校環境検査・給食室衛生検査・プール検査のための必要知識等を含めた研修を行った。
- ④各学校で児童・生徒に「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育・オーバードーズ防止・がん教育」や「医薬品に関する教育」を進めた。また、学校だけではなく、地域と一般県民に対しても薬物乱用防止啓発活動を行った。
- ⑤スポーツファーマシストの協力を得て、健全なスポーツ育成のためのドーピング防止活動に協力し研修と支援を行った。
- ⑥全国及び関東ブロックの学校保健研究会・学校環境衛生協議会・研修会等に参加し、伝達研修会や会報誌の掲載等を通じ、最新の情報を会員へ周知した。また、ニーズのある課題を会員よりピックアップして研修会を行い、学校薬剤師のスキルを磨いた。
- ⑦本会ホームページやメーリングリスト・会報誌を活用して、学校薬剤師に役立つ情報をタイムリーかつ正確に情報伝達し、学校薬剤師活動の充実に努めた。

8. 会員を対象とした共益に関する事業

(1) 青年部組織強化委員会Ⅱ

若手薬剤師の会への参画を促し、会の活性化と強化を図るため、医療従事者として薬剤師職能を発揮することで社会的責任を背負い、県民の健康増進に寄与するための知識・技能を習得し、薬剤師が社会的な責任を担っていることを若い薬剤師へ自覚してもらうことを目的に次の事業を行った。

①群馬県薬学大会：5月25日（日）

県民公開講座の開催に合わせ、血管年齢測定・体組成・血圧測定等のブースを設置し、県民の健康相談を行った。

②リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2025 ぐんま：10月11日（土）～12日（日）

がんに立ち向かう方々の勇気を称え、がん患者や家族、友人、支援者と共に地域一丸となってがん征圧を目指してリレーウォークを行った。また、血管年齢測定及びお薬相談のブースを設置して県民の健康相談を行った。

③薬剤師の集い：2月1日（日）

新型コロナウイルス感染症で中断していたが、薬剤師の会員相互の情報共有並びに自己研鑽を目的として本年度より再開した。今回は、群馬県と医療措置協定を締結している薬局において必要とされる災害の研修・訓練を鑑み、「当県における災害時の薬剤師の役割について」シミュレーション訓練も交えて実施した。